

大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和5年3月27日

条例第2号

大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年条例第5号)の全部を次のように改正する。

大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関しては、太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年太宰府市条例第2号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年条例第5号。以下「旧条例」という。)第4条の規定により組合に置かれた同条に規定する大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例の規定による任命を受けたものとみなす。

2 施行日前に大野城太宰府環境施設組合情報公開条例(平成13年条例第3号)第15条の規定及び大野城太宰府環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)附則第2条の規定による廃止前の大野城太宰府環境施設組合個人情報保護条例(平成19年条例第3号)第25条の規定により旧審査会にされた諮問は、この条例により置かれる大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する審査については、なお従前の例による。